

移住支援事業の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び大和町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び大和町から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第 5 の 1 (2) 及び大和町移住支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、大和町移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請等した場合：全額
 - (2) 町長の求めに応じ必要な事項の届出、報告及び立入調査等に応じない場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合：全額
 - (4) 補助金の申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合：半額

- 3 補助金の申請日から 5 年以内に大和町以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領及び大和町移住支援事業補助金交付要綱に基づき大和町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から 5 年以内に他の市町村に異動する都度、大和町に提出します。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

大和町長 様

誓約者（申請者）

住 所

氏 名

印